

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第16号

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則の一部を改正する規則

香川県立東山魁夷せとうち美術館規則（平成19年香川県規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（観覧料の免除） 第7条 第1号から第13号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、<u>第14号</u>に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を、<u>第15号</u>に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。 （1）<u>県内に住所を有する65歳以上の者</u> （2）～（4） 略 （5）<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u> （6）<u>児童福祉法第19条の22第4項に規定する小児慢性特定疾病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u> （7）<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証に本人として記載されている者</u> （8）<u>難病の患者に対する医療等に関する法律第28条第2項に規定する指定難病要支援者証明事業によって登録者証の交付を受けている者</u> （9）<u>難病（知事が指定するものに限る。）の患者に対する当該難病に係る医療受給者証の交付を受けている者</u> （10）<u>第2号から前号までに掲げる者の介護者（展示室の利用について必要な介護者に限る。）</u> （11）<u>保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者であって当該施設の職員が引率の上入室するもの並びに当該在籍者を引率して入室する当該職員</u> （12）<u>学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率して入室する者</u> （13）～（15） 略	（観覧料の免除） 第7条 第1号から第7号までのいずれかに該当する者については常設の展示の場合及び特別の展示の場合に係る展示室の観覧料を、<u>第8号</u>に該当する者については常設の展示の場合に係る展示室の観覧料を、<u>第9号</u>に該当する者については知事が定める観覧料を免除する。 （1） 65歳以上の者 （2）～（4） 略 （5）<u>保護施設、児童福祉施設及び老人福祉施設の在籍者で、当該施設の職員が引率の上入室するもの</u> （6）<u>学校等における教育活動として、学齢に達しない者、児童、中学校生徒、高等学校生徒及びこれらに準ずる者を引率の上入室する者</u> （7）～（9） 略

2 略

3 第1項第2号から第9号までに掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、医療受給者証又は登録者証を提示しなければならない。

4 前項の規定による提示は、同項に規定する手帳、医療受給者証又は登録者証の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

5 第1項第11号に掲げる者は、入室の際、当該施設の在籍者又は職員であることを証明するに足りる文書を提示しなければならない。

6 第1項第12号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（第2号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

7 第1項第14号に掲げる者は、入室の際、東山魁夷せとうち美術館特割カード（館長が発行する証票で、同号に規定する回数に達したことを証するものをいう。）を提出しなければならない。

（観覧料の減額）

第8条 略

(1) うどん県おもてなしパスポート（公益社団法人香川県観光協会が観光旅行者等に対し交付する証票で、当該観光旅行者等が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2)・(3) 略

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、うどん県おもてなしパスポートを提示しなければならない。

3 略

別表（第6条の3関係）

区 分	単 位	使用料の額
-----	-----	-------

2 略

3 第1項第2号に掲げる者は、入室の際、身体障害者手帳を提示しなければならない。

4 第1項第3号に掲げる者は、入室の際、療育手帳を提示しなければならない。

5 第1項第4号に掲げる者は、入室の際、精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

6 第3項から前項までの規定による提示は、これらの規定に規定する手帳の情報を表示するものとして知事が別に定めるものの提示をもって、これに代えることができる。

7 第1項第5号に掲げる者は、入室の際、当該施設に在籍していることを証明するに足りる文書を提示しなければならない。

8 第1項第6号に掲げる者は、あらかじめ、観覧料免除申請書（第2号様式）を館長に提出し、その許可を受けなければならない。

9 第1項第8号に掲げる者は、入室の際、東山魁夷せとうち美術館特割カード（館長が発行する証票で、同号に規定する回数に達したことを証するものをいう。）を提出しなければならない。

（観覧料の減額）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者については、展示室の観覧料を団体で利用する場合における展示室の観覧料に相当する額に減額する。

(1) かがわウェルカムカード（公益社団法人香川県観光協会が外国人に対し交付する証票で、当該外国人が県内の観光に関する施設等を利用する際に提示することにより当該利用に係る料金の割引等を受けることができるものをいう。以下同じ。）の交付を受けている者

(2)・(3) 略

2 前項第1号に掲げる者は、入室の際、かがわウェルカムカードを提示しなければならない。

3 略

別表（第6条の3関係）

区 分	単 位	使用料の額
-----	-----	-------

資料画像	1点につき1回当たり	<u>6,270円</u>	資料画像	1点につき1回当たり	<u>5,230円</u>
------	------------	---------------	------	------------	---------------

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の資料画像等の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の資料画像等の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。